

所得税の還付申告 2月10日(水)～3月10日(水)

この期間は、東上パールビルに還付申告の会場を設けています。昨年中に多額の医療費を支払った方や、年末調整をしていない方などにより、すでに納めた所得税が戻ってきます。

申告の対象

- ①～③の還付を受ける方です。
- ②給与所得者の医療費控除
- ③年金受給者で還付の要件に該当する方
- ④中途退職者などで、年末調整をしていない方

*源泉徴収税額のない方は、還付する金額が生じません。

郵送でも受け付けています

記載済みの申告書は、郵送でも受け付けています。必要書類を同封して、〒350-8666 川越税務署に郵送してください。



①平成21年分の源泉徴収票の原本(記載)

申告に必要な物

*会場では、関東信越税理士会川越支部による無料税務相談を同時に行います(税理士に依頼している方を除きます)。

2月					
12日(金)	10日(水)	9日(火)	8日(月)	5日(金)	4日(木)
霞ヶ関公民館	大東公民館	霞ヶ関北公民館	高階市民センター	メルト	やまぶき会館

受付時間…午前9時～午後4時

受付日時…2月10日(水)～3月10日(水)(土・日曜日、祝日を除く)、午前9時～11時▼午後1時～3時

*相談は、午前9時30分からです。

●その他の受付会場

- ①(1)～(5)
- ②支払った医療費などの領収書(医療費の支払額を病院別、医療を受けた人別に集計した物)
- ③社会保険・共済保険などから補てんされた給付金の金額が分かる物
- ④生命保険会社などから支払われた入院給付金などが分かる物

(3)年金受給者・昨年中に退職した方

2月	
3日(水)	1日(月)
メルト	高階市民センター

年金説明会を開催します

年金収入のみの方を対象に、年金説明会と申告の受け付けを行います。

時間…①午前10時～正午(受け付け)～午前9時30分～10時)②午後2時～4時(受け付け)～午後1時30分～2時)

- ①土地・建物・株式などの譲渡所得の申告や住宅借入金等特別控除など①～③以外で還付を受ける方は、川越税務署(並木四五二一二)で受け付けます。
- ②印鑑認め印可
- ③振込金融機関の口座番号等が分かる物(申告者名義の口座に限る)

されている住所・氏名が異なる場合は住民票の写しが必要)

- ①(1)～(5)
- ②昨年支払った社会保険(国民健康保険・国民年金など)の領収書など、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類(身体障害者手帳など)

*国民年金保険料の支払金額の控除を受ける場合には、証明書の添付または提示が必要です。

無料税務相談所

関東信越税理士会川越支部事務局

TEL246-6188

税務全般・記帳と決算の指導・税務書類作成の指導など。税理士に依頼している方を除きます(電話で要予約)。

日時…金曜日(祝日を除く)、午前9時～午後3時

会場…カーニープレイス川越7階(脇田本町14-23)

*電話のかけまちがいに、ご注意ください。



国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」
から直接電子申告ができます